

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査について

薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ (令和4年7月11日) (抜粋)

第4 具体的な対策 4. 地域における薬剤師の役割 (4) その他

③敷地内薬局

- 本ワーキンググループでは、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づく保険薬局の構造規制の見直しが行われたことにより近年増加している医療機関内の敷地内薬局について、主に①薬局機能、②病院との関係性に関する論点の整理を行った。
- 薬局機能については、病院の敷地内に立地していることから、当該病院の処方箋への対応が中心であり、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つとは考えにくく、その場合、地域の医療・介護関係者と連携した対応を行うという地域包括ケアの精神に逆行するとの意見が多数あった。なお、病院の近くにある門前薬局についても、特定の医療機関の処方箋に依存する場合はかかりつけ薬剤師・薬局の機能を持たないという点では同様との意見があった。
- 一方で、希少疾患やがんなどに対する高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の薬局では果たせない役割を持つ場合があるのではないかという意見や、ターミナルケアや高度な薬学管理といった機能分化が必要な場合があるのではないかという意見があった。
- これに対し、敷地内薬局が地域の薬局では果たせない役割を持つとしても、敷地内である必然性はないとの意見や、地域の薬局でも高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等の機能を果たしている場合もあるとの意見があった。
- 病院との関係性については、敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば、薬局から病院への利益供与に当たると考えられるとの意見があった。
- また、敷地内薬局は、病院と敷地又は建物を共有していることから、患者に対して同一組織との誤認を与えたり、特定の薬局への誘導に近い効果があるのではないかとの意見があった。
- 本ワーキンググループにおいては、敷地内薬局について、
 - ・かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすとは考えにくい
 - ・敷地内薬局の開設に係る病院の公募内容を踏まえれば利益供与に当たるとはならないかといった多くの問題点が指摘され、国が必要な対応をすべきとの意見が多かった。
- 敷地内薬局の実態を把握し、それに基づいた議論を行うために、厚生労働省は、敷地内薬局の現状(かかりつけ薬剤師・薬局や高度薬学管理に関する機能や地域の医療機関や薬局との連携等)や病院の公募内容の調査を実施すべきである。

- 業界紙^(注)の記事によると、病院敷地内薬局は2021年4月時点で196薬局であった（診療所敷地内薬局を含めると351薬局）。
- （注）Pharmacy Newsbreak（株式会社じほう）
- 2020年4月からの1年で病院敷地内薬局は73薬局増加（59.3%増加）。
- 病院敷地内薬局のうち、超大型薬局グループが約半数を占める（109/196）。

敷地内薬局のグループ規模別の薬局数

	病院敷地内薬局数		診療所敷地内薬局数	
	2020年4月	2021年4月	2020年4月	2021年4月
超大型	67	109	7	14
大型	29	42	13	15
中型	1	1	0	0
一般	26	44	24	126
合計	123	196	44	155

【集計方法】

- 2021年4月1日時点の診療報酬上の施設基準の届出状況に基づき集計
- 特別調剤基本料を算定する薬局について、地図ソフトにより敷地内薬局であるかどうかを個別に判定
（参考）特別調剤基本料
敷地内薬局や調剤基本料の届出を行っていない薬局が算定する。

超大型：処方箋受け付け回数が月40万回超の薬局グループ

大型：処方箋受け付け回数が月4万回超40万回以下の薬局グループ

中型：処方箋受け付け回数が月3.5万回超4万回以下の薬局グループ

一般：処方箋受け付け回数が月3.5万回以下の薬局グループ及びグループでない薬局

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査

1. 背景

「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」とりまとめにおいて、医療機関の敷地内に所在する薬局（以下、「敷地内薬局」という。）については、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持っていないとの指摘がなされた一方で、高度な医療を提供する病院の敷地内薬局の場合、高額な薬剤の調剤や高度な薬学管理等、地域の薬局では果たせない役割を持つ場合があるとの意見があったとされている。また、同一敷地内にある医療機関との関係性のあり方について、公募内容をふまえて実態を把握する必要があるとされていることを踏まえ、病院敷地内薬局の機能や公募内容の実態に関する調査を実施した。

2. 調査対象・調査方法

病院敷地内薬局を対象に、厚生労働省で作成したwebアンケートフォームをメールまたはFAXで送付し、1カ月程度の回答期間を設けて回答を収集した。敷地内薬局の選定に当たっては、令和5年4月1日時点で特別調剤基本料を算定している薬局のうち、敷地内薬局である敷地内薬局の蓋然性が高い薬局に加え、関係団体（（公社）日本薬剤師会、（一社）日本保険薬局協会、（一社）日本チェーンドラッグストア協会）等に協力いただき、把握している病院敷地内薬局も対象とした。調査期間：2023年10月24日から2024年3月15日まで

3. 調査内容（概要）

- ① 高度な薬学管理機能について
- ② かかりつけ機能・地域との連携体制について
- ③ 敷地内医療機関との連携体制について
- ④ 薬局の開設について

4. 回答薬局数

病院の敷地内薬局として、**220薬局**の回答を得た。

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査（項目）

① 高度な薬学管理機能について

- 専門医療機関連携薬局の認定状況
- 専門・認定薬剤師の人数
- 医薬品の備蓄状況
備蓄品目数、高額な医薬品の備蓄品目名と品目数、医薬品在庫額・廃棄額、医薬品の譲受・譲渡
- 特定薬剤管理指導加算2の算定実績

② かかりつけ機能・地域との連携体制について

- 健康サポート薬局／地域連携薬局の届出・認定状況
- 夜間・休日に調剤や相談に対応した実績
- 地域支援体制加算の算定状況
- かかりつけ薬剤師数、患者数、かかりつけ薬剤師指導料等の算定実績
- フォローアップの実施状況
- 在宅患者への対応状況
- 無菌調剤への対応状況
- 地域ケア会議、サービス担当者会議への参加状況
- 地域の活動への参加状況（薬と健康の週間など）

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査（項目）

③ 敷地内医療機関との連携体制について

- 処方箋集中率（上位3医療機関）
- 各調剤報酬の算定状況
重複投薬・相互作用等防止加算、外来服薬支援料1、服用薬剤調整支援料1・2、服薬情報等提供料1・2・3
- 退院時カンファレンス、外来がん化学療法にかかるカンファレンスへの参加状況
- プロトコールに基づく問い合わせ簡素化
- 敷地内医療機関との研修会、人事交流等

④ 薬局の開設について

- 公募要件
高度な薬学管理機能にかかる要件、地域との連携体制にかかる要件のほか、医療機関の施設の整備等、薬局の機能にかからない要件
- 不動産取引その他の特別な関係について
賃貸料、面積等

（本調査では、回答時点の直近3か月における1か月当たりの平均値を回答）

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査 結果概要 1

① 病院敷地内薬局の体制

(本調査結果の実績値については、回答時点の直近3か月における1か月当たりの平均値に基づく)

- ❑ 処方箋応需枚数は平均2,744枚/月（薬局平均※：1,661枚）、1日当たりの平均勤務薬剤師数は5.7人（薬局平均：2.7人）であった。（参考資料3・7、8ページ）

① 高度な薬学管理機能について

- ❑ 医療用医薬品の備蓄品目数の平均は1,667品目（薬局平均：1,150品目）であった。（参考資料3・9ページ）
- ❑ 病院敷地内薬局の半数以上が、がんや在宅医療の分野に注力していた。（参考資料3・12ページ）
- ❑ 病院敷地内薬局における認定薬局等の割合は、健康サポート薬局が8.2%（薬局平均：5.1%）、地域連携薬局が35.5%（薬局平均：6.8%）、専門医療機関連携薬局が12.3%（薬局平均：0.33%）であった。専門医療機関連携薬局は約1割が病院敷地内薬局であった。（参考資料3・13ページ） ・健康サポート薬局の届出数については、「②かかりつけ機能・地域との連携体制について」の項目を参照。

② かかりつけ機能・地域との連携体制について

- ❑ 病院敷地内薬局の90%以上が自薬局単独で夜間・休日に調剤や相談に対応する体制を整備しており、半数以上の薬局において、月に1回以上時間外等加算の算定実績があった。（参考資料3・16、17ページ）
- ❑ 在宅患者への対応実績がある病院敷地内薬局は85%であり、1か月当たりの算定実績は平均43.2回、うち80%の病院敷地内薬局では在宅関連の加算※の算定実績があった。（参考資料3・21ページ）
※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2、在宅患者への麻薬の調剤実績、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算、在宅患者に対する小児特定加算、在宅中心静脈栄養加算
- ❑ 病院敷地内薬局の51.8%に無菌調剤の対応実績があり、他局との共同利用に対応している薬局が15%あった。（参考資料3・22ページ）
- ❑ 病院敷地内薬局の84.1%に麻薬の調剤実績があり、その平均は32.5回/月であった。（参考資料3・23ページ）
- ❑ 病院敷地内薬局の31.4%が地域ケア会議、50.9%がサービス担当者会議へ参加していた。（参考資料3・24ページ）

病院の敷地内に所在する薬局に関する調査 結果概要 2

(本調査結果の実績値については、回答時点の直近3か月における1か月当たりの平均値に基づく)

③ 敷地内医療機関との連携体制について

- 敷地内薬局において平均51.7施設の処方箋を受け取っていたが、処方箋集中率は93.1%と高かった。(参考資料3・26ページ)
- 敷地内薬局において、医療機関の求めで医療機関に情報提供した実績は平均65.5回/月、うち、敷地内の医療機関からの求めによるものは13.0回/月であった。(参考資料3・29ページ)
- 敷地内薬局の34.1%が地域の他薬局も含めて同一敷地の医療機関とプロトコールに基づく問い合わせの簡素化に関する協議を行っており、敷地内薬局のみで協議している場合も含めると、敷地内薬局の50.4%が、同一敷地内の医療機関と協議していた。(参考資料3・32ページ)

④ 薬局の開設について

- 回答のあった敷地内薬局のうち、同一敷地内の病院の開設者としては、「医療法人」が最も多かった。(参考資料3・34ページ)
- 公募型プロポーザルが「あった」と回答したのは78薬局あり、「なかった」と回答したのは59薬局、無回答は83薬局であった。「あった」と回答した薬局における公募要件の内容については、「県内での薬局の運営実績があること」が最も多かった。(参考資料3・35ページ)

まとめ

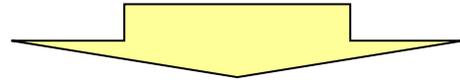
- 調査結果によると、いわゆる病院敷地内薬局には、24時間対応や麻薬の調剤対応など地域に貢献するような業務が実施されているものもあり、また、敷地内の医療機関のみならず、地域の医療機関・薬局との連携がなされている場合もあった。
- すべての敷地内薬局において上記のような対応がなされているものではないが、「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」とりまとめにも記載されているとおり、門前薬局など敷地内薬局以外の薬局も同じ状況であると考えられることから、立地によらず機能を発揮していくことが重要であるとの考え方を否定するものでもないと考えられる。
- 一方、本検討会の「これまでの議論のまとめ（地域における薬局・薬剤師のあり方）」では、「「患者のための薬局ビジョン」に示された方向性については、引き続き推進していくことが重要である一方で、薬局を取り巻く環境にも変化が生じていることから、本とりまとめやこれまでの厚生労働省の有識者検討会等の結論も踏まえつつ、今後の薬局の目指すべき姿やそこに向かうための方策等について、引き続き検討していくべきである」としており、必要に応じ、敷地内薬局も含め、今後の地域における薬局のあり方について、引き続き検討することとする。

參考資料

保険薬局の構造規制の見直しについて

改正前平成28年9月30日まで

- 保険医療機関と保険薬局は、「一体的な構造」「一体的な経営」であってはならないとされている。
- 「一体的な構造」とは、「公道又はこれに準ずる道路等を介さずに専用通路等により患者が行き来する形態」とされており、公道等を介することを求めた結果、フェンス等を設置する運用が見られている。



「保険薬局の独立性と患者の利便性の向上の両立」を図る観点から見直し

改正後 (平成28年10月1日より適用)

- 「一体的な構造」の解釈を改め、公道等を介することを一律に求める運用を改めることとする。(H28.3.31通知改正)
→ 原則、保険医療機関と保険薬局が同一敷地内にある形態も認める。
- ただし、保険医療機関の建物内に保険薬局があり、当該保険医療機関の調剤所と同形態なもの(「院内薬局」)や、両者が専用通路で接続されている形態は引き続き認めない。
- また、保険医療機関と同一敷地内に保険薬局がある形態であっても、
 - ・当該薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認できないもの
 - ・当該医療機関の休診日に、公道等から当該薬局に行き来できなくなるもの
 - ・実際には、当該医療機関を受診した患者の来局しか想定できないもの 等は認めない。

※ こうした事例に該当するかどうかは、現地の実態を踏まえ、地方社会保険医療協議会において必要な検討をした上で地方厚生局において判断。
- さらに、保険薬局の「経営上の独立性」の確保の実効ある措置として、指定の更新時に、不動産の賃貸借関連書類や当該薬局の経営に関する書類など、「一体的な経営」に当たらないことを証明する書類の提出を求める。
- なお、円滑な施行のため、一定の周知期間(H28.3.31通知及び事務連絡を発出、H28.10.1より適用)を設けた。